

彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開審査会規程

平成14年3月5日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例(平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号。以下「条例」という。)第20条第3項の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員3人以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、条例第22条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、条例第12条第1項及び第2項の規定による決定(以下「公開決定等」という。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理し

た資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（答申書の送付）

第8条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、事務局政策管理部において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則（平成14年3月5日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月1日訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。